

## 東庄町地域公共交通会議設置要綱

告示第62号

令和4年5月26日

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東庄町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び実施に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 一般社団法人千葉県バス協会及び千葉県タクシー協会の代表者
- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長の指名する者
- (7) 地域福祉推進に携わる者
- (8) 道路の管理者
- (9) 千葉県香取警察署長の指名する者

(10) その他交通会議の運営上必要と認める者

2 前項第2号から第10号に掲げる委員については、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を防げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(書面開催)

第7条 会長は、軽微な事案又は緊急の決定を要する事案その他必要と認める場合については、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その結果をもって会議の議決とすることができる。

2 前項に規定する場合においては、委員の代理はこれを認めない。

3 第1項に規定する場合においては、委員の過半数からの書面による回答が得られなければ会議の議決とすることができない。

4 第1項に規定する議決の方法については、前条第4項の規定に準用する。この場合において、前条第4項中「出席」とあるのは、「書面により回答した」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施を努めるものとする。

(事務局)

第9条 交通会議の事務を処理するため、総務課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。